

新型コロナウイルス感染症対策の移行について

【これまでの本県の対策】		
<p>法的根拠:特措法第24条第9項に基づく緊急事態措置 対象期間:5月7日から5月14日まで</p>	<p>法的根拠:任意の要請 対象期間:5月15日から5月31日まで</p>	<p>法的根拠:特措法第24条第9項に基づく要請 対象期間:5月15日から5月31日まで</p>
【基本的対処方針(特定都道府県以外・5/14)】		
<p>1 外出の自粛要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の帰省や旅行など、県境をまたいでいる移動は自粛するよう要請。 ○繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、自粛を要請。 ○これら以外に外出する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人ととの距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を求める。「新しい生活様式」については「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を参考とする。 	<p>1 外出の自粛要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県への移動は避けるよう促す。 ○これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場への外出は避けるよう呼びかけ。 ○「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を住民に周知する。 <p>➢「県境をまたいでいる移動」→「特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県への移動」へ変更 「自粛するよう要請」→「避けるよう促す」へ変更 ➢「繁華街の接待を伴う飲食店等」→「これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場」へ変更 「自粛するよう要請」→「避けるよう呼びかけ」へ変更</p>	<p>1 外出について(県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県への移動は避けるよう依頼。また、その他の都道府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼。 ○「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知。 ○これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかけ。 <p>※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載</p>
<p>2 職場における感染防止対策等に係る取組の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、<u>引き続き</u>在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼。 ○事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼。 <p>(感染防止のための取組例) 手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が 触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等</p>	<p>2 職場における感染防止対策等に係る取組の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。 	<p>2 職場における取組について(事業者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。 <p>※感染防止のための取組例(手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を記載</p>
<p>3 催物(イベント等)開催の自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラスターが発生するおそれがある催物(イベント等)や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛を要請。 ○特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請。 ○感染防止策を講じた上での比較的の少人数かつ以下の条件を満たすイベント等については、主催者に対し、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請。 <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 三つの密の発生が原則想定されないこと(人ととの間隔はできるだけ2mを目安に) ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること 	<p>3 催物(イベント等)開催の自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国的かつ大規模な催物等(一定規模以上のもの)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要める。 <p>※イベント開催の可否を判断目安、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること ・屋外であれば200人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m) <p>※上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意する。例えば、ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等については、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。 <p>➢イベントの自粛等の要請は大規模なイベントのみを対象とすることに変更</p>	<p>3 催物(イベント等)開催について(催物主催者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国的かつ大規模な催物等(※)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請。 <p>※大規模な催物等に当たらない場合の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内…100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数のもの 屋外…200人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できるもの <p>○上記以外の全ての催物(イベント等)について、感染防止対策の徹底を要請。</p> <p>※感染防止対策の取組例(人ととの間隔はできるだけ2mを目安に確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う)を記載</p> <p>○接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等を促す。</p>

【これまでの本県の対策】

4 施設における感染防止対策の徹底の要請

- 施設管理者に対し、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内的換気や人ととの距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底や施設類型ごとの留意事項に基づく対応について、強く要請。_
- 施設管理者に対し、利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応を行うよう要請。
- 事業者及び関係団体に対し、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止にための取組を進めることを要請。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼。

※別添として施設類型ごとの留意事項を提示

【基本的対処方針(特定都道府県以外・5/14)】

4 施設における感染防止対策の徹底の要請

- これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼。
- ※必要と判断される場合には、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等のこれまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」がある施設等に対して、別紙2の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人ととの距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等が考えられる。
- 事業者等に対して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。
- 施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

【今後の本県の対策】

4 施設における取組について(施設管理者向け)

- これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼。
- (必要な協力の具体例)
- ・「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内的換気や人ととの距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考にした対応を依頼。
- 事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼。
 - 接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等を促す。

※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載

※下線部分…新対処方針との変更箇所